

令和2年議員提出議案第2号

名古屋市会委員会条例の一部改正について

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和2年3月17日提出

提出者

塚本 つよし	うえぞの晋介
浅野 有	中里 高之
中川 貴元	沢田 ひとみ
三輪 芳裕	鈴木 孝之
森 ともお	江上 博之
さわだ 晃一	増田 成美
服部 将也	北野よしほる
西川 ひさし	

名古屋市会委員会条例の一部を改正する条例

名古屋市会委員会条例（昭和24年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中キをクとし、ウからカまでをエからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ スポーツ市民局の所管に属する事項

第4条第5号ア中「市民経済局」を「経済局」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市会委員会条例（

以下「改正前条例」という。) の規定により総務環境委員会及び経済水道委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、この条例の施行の日にそれぞれこの条例による改正後の名古屋市会委員会条例(以下「改正後条例」という。)の規定により総務環境委員会及び経済水道委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなす。この場合における改正後条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「令和2年5月14日まで」とする。

3 この条例の施行の際現に改正前条例第4条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ改正後条例第4条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市事務分掌条例の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市会委員会条例 (抜すい)

(常任委員会)

第4条 常任委員会並びにその委員の員数及び所管事項は、次のとおりとする。

(1) 総務環境委員会 12人

ア
イ } (略)

ウ スポーツ市民局の所管に属する事項

エ
ウ
オ
エ
カ
オ } (略)
キ
カ
ク
キ }

(2)
(3)
(4) } (略)

(5) 経済水道委員会 11人

ア 経済局
市民経済局の所管に属する事項

イ
ウ } (略)

(6) (略)

